

税

などの納付について

税に関するお問い合わせは 税務課税務グループ ☎ 2513

納税（納入）通知書について

平成 29 年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により期限内の納付が難しい方は、相談に応じますので、お早めにご連絡ください。

なお、納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなどと感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町（後期高齢者医療保険料にあっては北海道）に対して審査請求をすることができます。

町道民税

町道民税（住民税）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は、所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対して課税されます。例えば、前年中に退職された方でも、退職手当に類する分を除いた前年の所得に対して課税されます。

納税通知書 給料から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

▽年金からの特別徴収について
年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。ただし、介護保険料が年金から特別徴収されていない方など、一定の要件を満たさなければ対象になりません。年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して普通

徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象者には、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

税率が変更になります

国民健康保険税は、同一の世帯の方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。

今年度から、次の二点について課税の仕組みが変わります。

※詳細はお尋ねください。

①税率が変更になります。詳細は下表をご覧ください。

②加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が、昨年に引き続きさらに拡大されます。

納税通知書 普通徴収の方は、6月上旬に送付します。年金から特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

口座振替をご希望の方は、事前にお申し出ください。

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。
納税通知書 7月上旬に送付します。

▽昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が昨年度より

区	分	税率（平成28年度）		税率（平成29年度）	
		税率	課税額	税率	課税額
①医療分 (0歳～74歳の方)	所得割	総所得 - 33万円 ×	5.2%	6.5%	
	資産割	固定資産税額の	45.0%	51.0%	
	均等割	1人当たり	20,500円	24,000円	
	平等割	1世帯当たり	26,000円	30,000円	
②後期高齢者支援分 (0歳～74歳の方)	所得割	総所得 - 33万円 ×	2.55%	3.2%	
	資産割	固定資産税額の	5.0%	5.4%	
	均等割	1人当たり	8,000円	9,000円	
	平等割	1世帯当たり	9,000円	10,500円	
③介護保険分 (40歳～64歳の方) ※1日が誕生日の場合はその前月から	所得割	総所得 - 33万円 ×	1.4%	1.7%	
	資産割	固定資産税額の	7.5%	8.6%	
	均等割	1人当たり	7,500円	9,000円	
	平等割	1世帯当たり	7,500円	9,000円	